

第1号様式

(第1面)

事業活動地球温暖化対策計画書

(あて先) 川崎市長

郵便番号 105-0014
 住 所 東京都港区芝三丁目8番2号
 氏 名 JFEミネラル株式会社 印
 代表取締役社長 田中 久
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称	JFEミネラル株式会社		
主たる事務所又は 事業所の所在地	川崎市川崎区扇島1-1		
該当する事業者 の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の事業者(任意提出事業者)		
主たる事業 の種類	大分類	E	製造業
	中分類	21	窯業・土石製品製造業
主たる事業 の内容	鉄鋼スラグ製品の製造・販売		
事業者の規模	<input checked="" type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量		***** kl
	<input type="checkbox"/> 自動車の台数		台
	<input type="checkbox"/> エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量		t-CO ₂
連絡先	担当部署	担当部署名	総務部 安全衛生室
		所在地	川崎市川崎区扇島1-1
		電話番号	044-277-7697
		FAX番号	044-277-1584
		メールアドレス	

受付欄		特記事項	事業者番号	

(第2面)

計 画 期 間	平成 22年度 ~ 24年度
温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針	別添指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制	別添指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量	別添指針様式第1号及び第3号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項	・主として、主要設備の管理強化のため、管理標準の作成・見直しを定期的を実施する。 ・定期整備の期間・方法等の見直し及び設備改造・老朽更新を計画的に実施する。 ・改造・更新に当たっては、エネルギー効率を高める改造・設備導入を前提に実施する。 詳細は、指針様式第1号(第4、5面)のとおり
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項	グリーン調達品目指定製品:高炉水砕スラグ (高炉セメントは、普通ポルトランドセメントの製造に比べ約40%のCO2削減できる) 詳細は、指針様式第1号(第6面)のとおり
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	・従業員への環境教育の実施 ・製品運搬業者へ、エコドライブの実施を要請する ・廃棄物の減量化, 分別回収を図る 詳細は、指針様式第1号(第6面)のとおり
備 考	

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
- 2 のある欄は、該当する 内にレ印を記載してください。
- 3 計画書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
- 4 印の欄は記入しないでください。
- 5 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

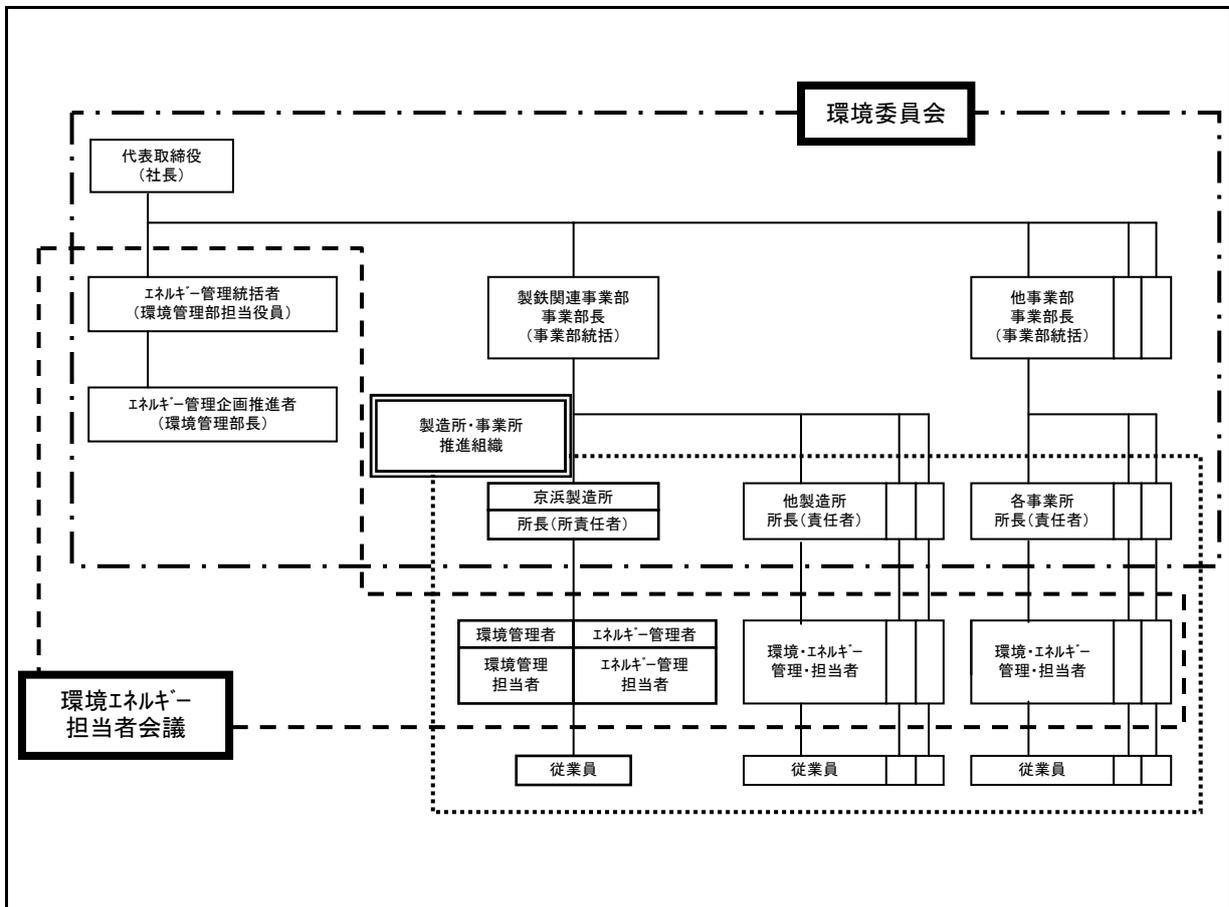
事業活動地球温暖化対策計画

1 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

J F E ミネラルエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（全社方針）の内、特に京浜製造所として取り組む事項、及び、J F E スチール(株)東日本製鉄所京浜地区の方針を踏まえ、以下のように京浜製造所の基本方針を定めた。

1. 京浜製造所の事業活動は、電気・燃料等エネルギー大量消費に基づいていることに鑑み、エネルギーの合理的使用を目的にエネルギー消費原単位を把握し、これを改善ものとする。
 - (1) 京浜製造所の原単位分母は生産量または処理量（千トン）とする。
 - (2) 京浜製造所としてのエネルギー使用の合理化目標は、各 3 年度間の原単位を年平均 1% 削減することとする。
 - (3) エネルギーの使用の合理化のための必要な基準・標準（管理標準）を作成・改訂し、これを遵守するものとする。
 - (4) 設備の新設・更新時は管理標準等に定めた新設時の措置に沿って検討・実施するものとする。
2. 京浜製造所の事業活動により生ずる運搬作業等で消費されるエネルギーの使用の合理化について、輸送業者等と協力して改善を図るものとする。
3. 京浜製造所の事業活動で使用するエネルギーを消費する機械器具については、可能な限りエネルギー消費効率が優れ、且つ、効率的な使用が可能なものを選択するものとする。対象とする機械器具は、自動車・冷暖房機器・照明機器・事務用機器とする。これらの機械器具の使用に当たっては適正な管理を行い、性能の維持・エネルギー消費防止を図るものとする。
4. 京浜製造所の事業活動で使用するエネルギーについて、J F E スチール(株)東日本製鉄所京浜地区の方針に従って、化石燃料以外の新エネルギーを積極的に導入するものとする。

2 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制



3 温室効果ガスの排出の量の削減目標等 (第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等)

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量

ア 基準排出量と目標排出量

基 準 年 度	平成 2 1 年度	目 標 年 度	平成 2 4 年度
基 準 排 出 量	(実) 3,733 t-CO ₂ (調) 3,733	目 標 排 出 量	(実) 3,677 t-CO ₂
削 減 率	1.5 %	削 減 量	56 t-CO ₂

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等

原 単 位 の 活 動 量	水砕生産量	単 位	t-CO ₂ /千t
基 準 年 度 の 値	3.775	目 標 年 度 の 値	3.661
削 減 率	3.0 %		
延床面積、生産数量 以外の原単位を使用 した場合の理由			

ウ 目標設定に関する考え方

<p>・温室効果ガスの排出量原単位の削減を図るため、水砕生産量当たりのCO₂排出原単位として、3年平均 1%の削減を目標に設定した。 原単位削減は、電力使用量の削減によりを3年間で1.5%、生産効率の向上を3年間で1.4%に設定した。</p>
--

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標 (全社目標)

--

5 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の内容

<p>事業所等に係る温室効果ガスの排出の量の削減を達成するための具体的措置</p> <p>(第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等)</p>	<p>推進体制の整備 全社の方針・規程に則り、京浜製造所としての目標を定め、その目標達成のための体制を整備と役割分担を明確にして推進する。 環境・省エネ連絡会などで情報を共有化して推進していく。</p> <p>主要設備等の保全管理 管理標準の作成・見直しを定期的実施し、実態に応じた各設備のエネルギー管理を行う。保全体制を強化して点検・検査の記録・保存に漏れの無いようにしていく。 ポンプ、ファン、電動機など定期整備は実施しているが、老朽化が進んでいるものもあり、突発的な故障が多く、エネルギーの効率的な使用に支障をきたす場合があるため、定期整備の期間・方法等の見直し及び設備改造・老朽更新を計画的に実施する。改造・更新に当たっては、エネルギー効率を高める改造・設備導入を前提に実施する。</p> <p>空気調和の管理 作業室のエアコンは故障してから修理する方法だったため、故障防止のため、小まめな点検・整備を実施する。</p> <p>照明の管理 主として屋外照明であるため、昼光の有効利用を行っているが、節電型ランプの導入を検討し、効果が見込まれる場所に採用していく。</p>
<p>自動車に係る温室効果ガスの排出の量の削減を達成するための具体的措置</p> <p>(第 3 号該当者等)</p>	

(2) 再生可能エネルギー源等の利用計画及び前年度末における利用実績

ア 再生可能エネルギー源等の利用に係る考え方

所属する製鉄所（ J F E スチール(株)東日本製鉄所京浜地区 ）の方針に従って化石燃料以外の新エネルギー（再生可能エネルギー）を積極的に導入する。

イ 再生可能エネルギー源等の利用計画及び利用実績

設備等の種類	概要(規模、導入場所、性能等)	導入年度	備考

ウ 再生可能エネルギー源等の価値の保有計画及び保有実績

種 類	概要(規模、場所等)	保有年度	備考

(3) 基準年度の末日までに完了した主な対策内容

- ・環境マネジメントシステムの導入
- ・完全ではないが管理標準の作成
- ・屋外照明の昼間消灯

6 他者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項

- ・ 高炉水砕スラグによるセメント製造業でのCO₂排出抑制
川崎市のセメント製造会社に高炉セメント原料として販売
【高炉セメントの効果】
高炉セメントは水砕スラグの微粉末とポルトランドセメント混合により製造される。
水砕スラグの混合により、普通ポルトランドセメントの主要原料である石灰石資源の消費を約45%削減でき、製造時の工程を省力することでエネルギーを約45%削減できる。
これらにより、普通ポルトランドセメントの製造エネルギーによって発生するCO₂排出量に対して、高炉スラグの製造エネルギーによって発生するCO₂排出量は約40%減少する。

7 その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

- ・ 従業員へ環境教育を実施する
- ・ 製品運搬業者へ、エコドライブの実施を要請する
- ・ 廃棄物の減量化，分別回収を図る

8 前年度の温室効果ガスの排出の量等の実績

(1) 事業者単位

ア 第 1 号、第 2 号、第 4 号該当者等

(実)	3,733	t-CO ₂
(調)	3,733	

イ 第 3 号該当者等

		t-CO ₂
--	--	-------------------

(2) 事業所等单位 (第 1 号、第 2 号該当者等)

ア 年間の原油換算I礼^レ-使用量が 1,500kl 以上の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
京浜製造所	川崎市川崎区扇島1-1	2199	鉄鋼スラグ製品の製造・販売	3,733 t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂
				t-CO ₂

イ 年間の原油換算I礼^レ-使用量が原油換算で 500kl 以上 1,500kl 未満の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
				t-CO ₂

ウ 年間の原油換算I礼^レ-使用量が原油換算で 500kl 未満の事業所の一覧

エネルギー使用量の規模	事業所数
400 ~ 500kl 未満	
300 ~ 400kl 未満	
200 ~ 300kl 未満	
100 ~ 200kl 未満	
100kl 未満	

(3) 事業所等单位 (第 4 号該当者等)

ア 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量 (二酸化炭素換算) が 3,000 t 以上 (二酸化炭素の場合はI礼^レ-使用に伴い排出したものを除く。) の事業所の一覧

事業所の名称	事業所の所在地	日本標準産業分類 細分類番号	事業所に係る事 業の名称	温室効果ガス の排出の量
				t-CO ₂

イ 物質ごとの年間の温室効果ガスの排出の量 (二酸化炭素換算) が 3,000 t 未満 (二酸化炭素の場合はI礼^レ-使用に伴い排出したものを除く。) の事業所の数

事業所数	
------	--